

施工体制評価型総合評価落札方式の試行拡大について

1 試行の目的

これまで、総合評価落札方式において適用していた最低制限価格制度に変わり、低入札価格調査制度を適用するにあたり、新たなダンピング受注対策として、平成30年6月より、一部の工事で「施工体制評価型総合評価落札方式」を試行していましたが、下記のとおり試行を拡大いたします。

2 試行拡大時期及び適用範囲

令和元年6月1日以降に入札公告を行う、総合評価落札方式入札の簡易型、特別簡易型の全ての工事で試行します。

3 施工体制評価型総合評価落札方式の概要

(1) 配点

- ① 基礎点： 90点
- ② 施工体制評価点※： 10点
- ③ 加算点： 10～30点

※「施工体制評価点」は、品質確保の実効性と施工体制確保の確実性の観点から評価を行うものです。調査基準価格以上の応札者については、適切な施工体制や工事の品質が確保される確実性が高いことから、「施工体制評価点」の加算を行います。

従来型	基礎点 (100点)		加算点 (10～30点)
施工体制 評価型	基礎点 (90点)	施工体制 評価点 (10点)	加算点 (10～30点)

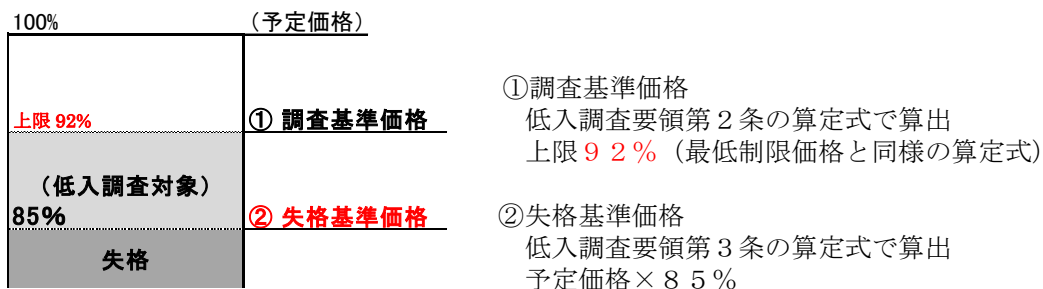
(2) 評価値の算出

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札額}} \\ &= \frac{\text{基礎点 (90点)} + \text{施工体制評価点 (10点)} * + \text{加算点}}{\text{入札額}} \end{aligned}$$

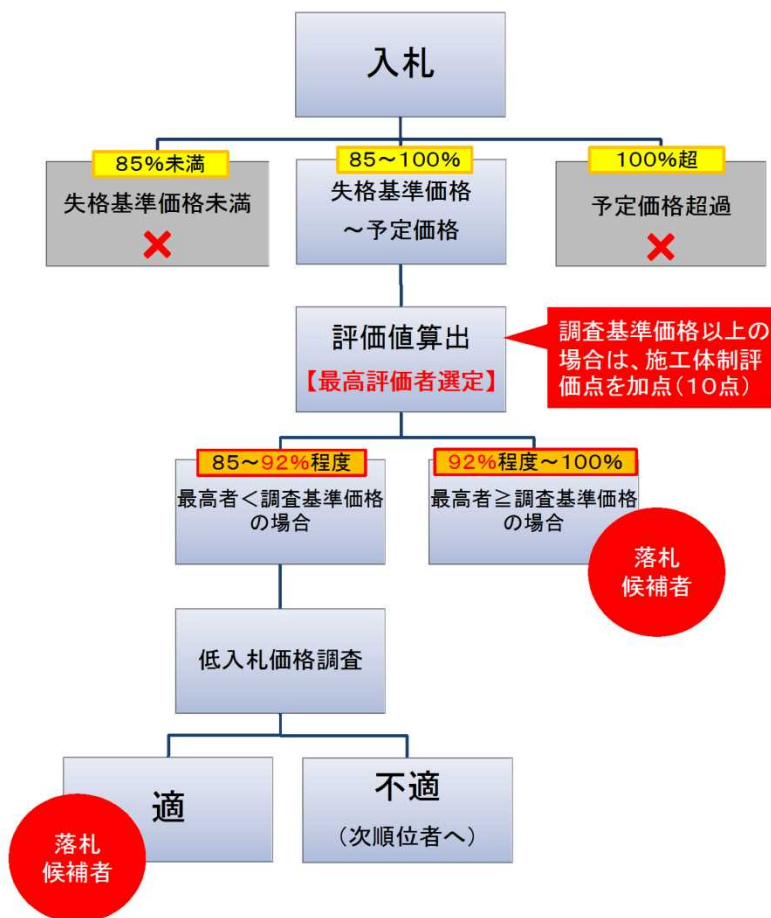
※「施工体制評価点」は調査基準価格以上の応札者に10点加算されます。

(3) 調査基準価格及び失格基準価格

調査基準価格及び失格基準価格については、「宮崎県低入札価格調査制度取扱要領（平成8年4月1日県土整備部管理課定め。以下「低入札要領」という。）」の算定式を適用します。



(4) 落札候補者の決定フロー



4 低入札価格調査等

- ・調査基準価格未満の応札者の評価値が最も高い場合は、低入札価格調査を実施し、落札候補者を決定する。なお、入札参加者は低入札価格調査の対象となった場合の取り扱いについて、低入札調査意思確認書（別記様式1-9号）を技術申請書に添付の上、提出するものとします。
- ・調査基準価格未満の応札者が契約をする場合は、適正な履行を確保するために、低入札要領第13条の措置を講じるものとします。

5 その他

- ・加算点の算出方法や評価基準等については、これまで実施していた総合評価落札方式と同様になります。
- ・確認書等の様式についてもこれまでと同様の様式になりますが、施工体制評価型総合評価落札方式の場合は、低入札調査意思確認書（別記様式1-9号）が追加されます。